時事新報定價
時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價遞送料廣告料は左の如し
一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓〇月極依刊
〇時事新報社ヨリ直接ニ郵送スルモノハ右定價ノ外ニ一箇月十三錢ノ郵送料ヲ申受ク

時事新報廣告料（前金）

一行五號活字廿四字詰	一日明	一日以上六日迄	七日以上
一行	一付	十三錢	十一錢	十錢五厘

本社（寄稿に付
東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を掲ぐるみと寡からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論説を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報

後進の方向

明治の青年は率ね政治法律の學を修め治國平天下の理を講じて或は官途に出で或は議院に入り以て所謂宿昔青雲の志を達せんとしたりしが其官途も追々充滿して且つ登庸規則等の關門もあり又議院とても三百の椅子を毎四年に改むるの定めにして之を一生一度の物數寄にす可きも之を本業とはなす可らず官途に遠ざかり議院を斷念して扨その身を如何に處す可きやと云ふに或は教授に從ひ或は文筆を賣る者もあれども是さへ中々容易ならずして學者の用途まち〳〵狹小なると共に天下の形勢は漸く虛文を厭ふて實業を重んずるに至りしより彼の方向を得ざる學者の徒も爰に一轉して實業に投ぜんことを期望せしが實際に就て見れば其範圍も案外に狹くして銀行なり會社なり何れも此身を容るゝの餘地なきが如し處世難し後進の青年殆んど其往く所に苦み學の成らざるを憂へずして學の成れるを憂ふるは正に今日の實況なり秋風燈火獨り沈思熟考して坐ろに當惑するみとなる可ければ我輩も亦その情を共にして一言せんに

處世の年を追ふて甚だ〳〵難きは如何にも事實に相違なければ往年一介の書生にして忽ち顯位に上り又は市井の小人にして一攫千金の好運を得たるが如きは復た之を今の實業社會に望む可らず然るに青年學者の所謂實業とは何を意味するものなるや唯空中の樓閣を實地に築き階子なくして屋根に登り古人の僥倖を今日に再びせんとするの心底ならん歟なれども其心底みを實業に投ぜんと欲するも範圍の狹きを憂ふる所以なれば既に一旦身の方向を決したる上は同時に斷然覺悟を定めて敢て微賤を辭せず漸次に立身するの工風をなさゝる可らず想ふに芸窓幾年の苦學を回顧し又同學の政事等に奔走するを傍觀すれば假にも微賤に堪へざるの感ある可き歟なれども是は學問及び政事の價を誤解するの痴心倘未だ去らざるものにして有爲の男子の取らざる所なれば決斷に次ぐに忍耐を以てし守る可きを守りて漫に動搖するみとなくんば其成功は蓋し疑なきのみか右の決心を以て實業界を見渡したらば身を容るゝの餘地豈に純々然たるを見る可し且つ夫れ今日は實業振はず政界倦に憂々として空論駁議すと雖も窃に形勢を察するに決して久きに堪ふ可らず例へば今の議員の如きも其始め自由民權の說を唱へて國會開設の聲には一擧に政府を破らんと期したる人々なれば開會匆々空論の聲獨り囂々たりしみとなれども漸く民間に厭忌せられて勢、衝着ならざる可らざるみとゝなり又國内の軍艦を調和して海外に經營計畫せざる可らずとのみとは殆んど之を天下の輿論と認めて不可なきに至れり是れ皆識者の數年前より切言したる所なれども果して輿論となる迄には常に幾多の年月を要するみとにして近來の風潮は正しく此運に向ひたるものゝ如くなれば一兩年の間には彼の議會に喧しき三條例改正々等の代りに内外の事業を發達せしむるの方案は各黨の黨議となり政府の提案となりて實業の面目を一新するの日あるや必然なる可し此時に當り既に實地の經驗を積み又海外の事情を詳にする人々は大いに其才學を伸ぶるの好機會に投ずるを得て名利兩ながら博するに足る可し前途の望み空しからざるを知る可し今此政界の變遷を喩ふれば恰も學者の身の上の如くにして始めは理に走り後には實に就くものなり學者果して實に就き政事亦果して實に就くとすれば後進の青年は一日も早く右の方向に進み立身の便路を求るみと智者の事なれ又何ぞ一時の微賤を忍ぶに難からんや之に反して躊躇遲疑する者は人事の競爭に後れて永く迂濶の譏を免れざる可し後進今日の事は夫れ唯決斷と忍耐とに在らんか猶ほ今後の就學者の心得及び政府の教育法等に就ては重ねて機を以て論ずる所ある可し

官報

○東京府告示第六十八號
土木監督署ニ於テ河川調査ノ爲メ測量ヲ爲スニ方リ左記ノ區域内ニ係ル民有地ヘ立入ル事アルヘキ旨土地收用法第七條第一項ニヨリ内務大臣ヨリ通知セラル
明治二十五年十月八日　東京府知事富田鐵之助
一多摩川本川ハ上流神奈川縣管轄境ヨリ下流海口迄同支川ハ本川合流點ヨリ上流ヘ九一里迄
但川沿ノ幅ハ高水ノ達スル所ヨリ陸地ノ方ヘ九二百間迄
一荒川本川ハ上流埼玉縣管轄境ヨリ下流海口迄同支川ハ本川合流點ヨリ上流ヘ九一里迄
但川沿ノ幅ハ高水ノ達スル所ヨリ陸地ノ方ヘ九二百間迄
東京府告示第六十八號參照
往復第十九號土地收用法（明治二十二年七月三十一日官報）抄錄
第七條第一項
工事ノ認定前起業計畫書作成ノ爲メ其土地ニ立入リ測量又ハ檢査ヲ爲スニ方リ左記ノ必要アル場合ニ於テハ權ノ地方長官ヨリ許可ヲ受クヘシ但政府ノ起業ニ係ルトキハ主務大臣ヨリ權ノ地方長官ニ通知スヘシ

雜報

○パミール高原の寫影（其三）　在土京　時事新報特派員　野田正太郎
露の壯圖は已に前篇に記したる如し兼々より其心甚だ小ならざる同國のみとなれば此際誰人も油斷せざる所なれども熟ら〳〵出兵の性質を案ずるに總勢僅かに五百人内外と申せば其邊の野蠻人に對し自ら保護するに足る位のものにて物の見事に其壯圖を實績し去る抔の事は先づ以て思ひも寄らず然らざれば一笑に附す可きかと云ふに然ち寸已に斯る運動を催ほしたりとあるからには假令ひ本願の成就に緣遠しとは云へ又他に欲する所のものありと認めざる可からず露兵の所在及其地理より察するに彼の深意は英に非ず亞富に非ずして潛かに支那にあるもの〳〵如し人の知る如く支那に對する露の政策は兼々意の如くならず最近の事實に徵するも

分、十一時十四分、午後四時十九分、午後七時十分〇（上り）（小山）午前六時十分、十一時七分、午後二時、四時三十分
○水戸（鹿島線）午前九時十分、午後四時十分〇（上り）（小山）午前六時十分、十一時七分、午後二時、四時三十分
○小山（水戸）午前六時十分、九時十五分、午後一時十分、七時十五分〇（上り）（小山）午前五時十分、十一時十四分、午後四時十分、七時十分
○上野（福島）午前六時十分、五時十五分●鹿田駅（下り）午前九時四十七分、午後一時七分、四時三十二分、七時十五分●直江津駅午前七時、午後一時十五分、五時十九分●直江津駅午前七時、午後一時十五分、五時十九分〇（上り）（福島）午前七時十分、十時十五分、午後一時十分、四時三十二分、七時十五分
○上野（福島）午前六時十分、五時十五分●鹿田駅（下り）午前九時四十七分、午後一時七分、四時三十二分、七時十五分●直江津駅午前七時、午後一時十五分、五時十九分●直江津駅午前七時、午後一時十五分、五時十九分〇（上り）（福島）午前七時十分、十時十五分、午後一時十分、四時三十二分、七時十五分
○上野（福島）午前六時十分、五時十五分●鹿田駅（下り）午前九時四十七分、午後一時七分、四時三十二分、七時十五分●直江津駅午前七時、午後一時十五分、五時十九分●直江津駅午前七時、午後一時十五分、五時十九分〇（上り）（福島）午前七時十分、十時十五分、午後一時十分、四時三十二分、七時十五分
○上野（福島）午前六時十分、五時十五分●鹿田駅（下り）午前九時四十七分、午後一時七分、四時三十二分、七時十五分●直江津駅午前七時、午後一時十五分、五時十九分●直江津駅午前七時、午後一時十五分、五時十九分〇（上り）（福島）午前七時十分、十時十五分、午後一時十分、四時三十二分、七時十五分
○上野（福島）午前六時十分、五時十五分●鹿田駅（下り）午前九時四十七分、午後一時七分、四時三十二分、七時十五分●直江津駅午前七時、午後一時十五分、五時十九分●直江津駅午前七時、午後一時十五分、五時十九分〇（上り）（福島）午前七時十分、十時十五分、午後一時十分、四時三十二分、七時十五分

何とかして支那の弱點を捕へ置きたしとの風情は歟せぞイツカほに現れて明かなる所なれば露は斯る運動を試みて人知れず支那の西境を温め置き一端事起るの日に當り先づ此方角に軍隊を進めて土民を騷がし支那の隙に乘じて他方より眞一文字に進入せんとの遠謀あるには非ざるか何を以てか之を云ふ曰く露が今度の遠征（遠征と云ふも大仰なれど）は已に學術上の探究に非ず然らば戰爭的なるかと云ふに露政府は所在の領事等に訓令して遠征の元帥ヤンノフは決して他國民を冒す可からずとの嚴命を帶ぶる旨を公知せしめたりとか聞く果して然らば學術的遠征にも非ず戰爭的遠征にも非ずして斯は是れ平和的遠征なるか、何ぞ其文字の奇なるみと甚しきや斯る要地に不穩の擧動して猶平和を稱ふ承服する者ある可からずと雖も露は斯る不思議を以て當然普通と認めんとを世間に望むもの〳〵如し我輩が彼の支那策を想像して此不思議を解かんと試みたる所以なり左ればにや支那政府は事の輕からざるを察し騎歩兵若干をカシガルより境上へ派遣したりとの報あり眞僞如何にや次に英國は如何と云ふに目下露兵の在る所は露領土耳其土坦よりワクハンへの要路に當るのみかワクハンよりはヒードクシの山脈を越えて南の方チトラル領主（英の味方）の領分へ赴く數多の便路あり と云ふ印度境上の守兵嚴ならざるに於ては是等の道に依り温和の氣候に乘じて有爲なる露士官若干の兵を率ゐ山と谷とを越へ蹤跡去て印度境上に突進し一時人心を驚かすみとある可し出來得可き事にはあれど斯る小數の兵は何事をも爲し得可からず露兵の所在は實に支那境上にみと近けれ印度に於る英國の利害には先づ以て遠き方なりと云はざるを得ず英國は此の事件に付二十名の士官をギルロットまで派出せしめたりとの報あれども是亦容易に信ず可からず然らば亞富汗士坦は如何にと云ふに英、支等の大分限と違ひ是は甚だ覺束なきの思ひありヒードクシの山脈に沿へるカフリスタン、ダルデスタンの二部落中カフリスタンの半ばは近來亞富汗王の爲めに平定せられたれども兎に角二部落共亞王を敵視するは事實なる上に露兵は又漸く西進して此二部落の聯合を謀らんとするの報もあり亞領土耳其士坦は國中にて最も豐沃と稱せらるゝ地なるに内には部落間の爭鬪絶ゆる間なく外には露國の勇心止む時なしカブルとヘラットの間に在るハザラの大部落は是迄亞の管下を脫せんとして款を露に通じ一大紛紜を起したるみとあるのみか今倘叛亂の最中なりと云ふ孰れにしても亂れ可き情狀なるに一方には亞王アブラハマンの政略も亦甚た一定せず英領印度なる中將ロバート侯は外交上との伎倆に長ぜりと云へば彌々英國が此人を送り亞富汗王が之を嗚用するに於ては一先づ騷亂を定むるみとわらんかなれども是も彼是と遲延するの模樣あり兎にも角にも露ふ可きは亞富汗士坦の地位にして露の運動は左まで英國を惱ますまじと雖も英は却て亞富汗の爲めに勿忙たるの思ひあるなる可し中央亞細亞の動ば僅に我邦と多少の關係あるみとゝし傳ヒバヨールの地勢、露兵の所在、邊境の關係等不充分ながら已に陳述し終りたれば並に内外の形勢に照らして事の成行を熟想せんに世人の知る如く露國は非常の飢饉に遭ふて内政頗る困難なりと云ふ此際斯る運動を試みたるは疑はしけれども之に次て直に活潑なる積極的の擧動を爲す可しとは思はれず運動は運動に止りて此遠征の日本に達する頃は全く休息し去るみとならん

なれども已に斯くまでに世上の注心を惱ましたる以上は只此儘にはる中亞境界問題は遠からずして露ち模糊たる山川を筆端に引裂きて日ある可し平和を愛するの最負目事態の自然斯る結論を爲すに躊躇斯くある可きを知て初めより平和

○回光電信器の使用　凡そ戰爭の何に因に曰く篇中所記の地方は今の ざるもの多き其中に分て重きを置 たる猛者が躍出したる故郷に近く にして各國軍れも競ふて通信の利 れば純然たる土耳其音に隨ひ記入 たるは今日の現狀にして彼の軍用 書くに付けても忍ばるゝ、土耳其 著しきものなれども倘ほ遺憾の點 亞細亞の土書にして英主賢將輩出 之に引續き近時發明せしものは同 樹て〳〵輝く半月旗に靡かぬもの へて光線の反射を利用して通信す はいつか覺め我故郷に吹荒む驚の 信器は佛國の發明にかゝり凸鏡 ふみと嘉なれ花咲く春を待つ人 の二種あり我國に在るものは即 の燈いとゞ薄暗し魂古今に 米突の小形のものなれ共其通信 至七里半位の間に於て通信する

電信器の長所は軍用電信の用を 隔て〳〵對岸と通信せんとする時 軍用電線を布設するに便利なら

○序幕　だんまりの場　雷々

鶴場欠伸の場